令和６年３月定例名古屋港管理組合議会議案(1)

目　　次

第 1 号 議 案　令和 6 年度名古屋港管理組合一般会計予算 …… 1 頁
第 2 号 議 案　令和 6 年度名古屋港管理組合基金特別会計予算 ……10
第 3 号 議 案　令和 6 年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算 ……14
第 4 号 議 案　令和 6 年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算 ……18
第 5 号 議 案　名古屋港管理組合港湾施設条例の一部改正について ……21

第１号議案

令和６年度名古屋港管理組合一般会計予算

令和６年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,980,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表　債務負担行為」による。

（組合債）

第４条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表　組合債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和６年３月26日提出

名古屋港管理組合管理者　愛知県知事　大村　秀章

第1表　歳　入　歳　出　予　算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 分　担　金　及　び　負　担　金		8,095,725
	1 負　　担　　金	8,095,725
2 使　用　料　及　び　手　数　料		4,461,195
	1 使　　用　　料	4,461,185
	2 手　　数　　料	10
3 国　　庫　　支　　出　　金		1,807,200
	1 国　　庫　　負　　担　　金	1,807,200
4 財　　産　　収　　入		4,694,753
	1 財　　産　　運　　用　　収　　入	4,694,733
	2 財　　産　　売　　払　　収　　入	20
5 寄　　附　　金		10

	1 寄附金	10
6 繰入金		206,400
	1 他会計繰入金	206,400
7 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
8 諸収入		1,924,717
	1 延滞金、加算金及び過料	110
	2 預金利子	153
	3 貸付金元利収入	1,315,982
	4 特定施設整備収入	432,475
	5 雑入	175,997
9 組合債		8,490,000
	1 組合債	8,490,000
歳入合計		**29,980,000**

歳　出		
款	項	金　額
		千円
１ 議　会　費		194,877
	１ 議　会　費	194,877
２ 総　務　費		2,889,890
	１ 総　務　管　理　費	2,817,846
	２ 監　査　委　員　費	72,044
３ 企　画　調　整　費		995,888
	１ 企　画　調　整　管　理　費	884,979
	２ 調　査　費	110,909
４ 港　営　費		2,601,852
	１ 港　営　管　理　費	1,498,622
	２ 運　営　費	1,103,230
５ 建　設　費		16,412,493

	1 建　設　管　理　費	1,652,893
	2 整　備　費	14,759,600
6 公　債　費		6,855,000
	1 公　債　費	6,855,000
7 予　備　費		30,000
	1 予　備　費	30,000
歳　出　合　計		**29,980,000**

第２表　繰　越　明　許　費

款	項	事　業　名	金　額
５建　設　費	２整　備　費	港湾メンテナンス（港湾改修費）補助事業費	千円 456,000
		港湾メンテナンス（港湾施設改良費）補助事業費	144,000
		港湾メンテナンス（統合）補助事業費	39,000
		港湾改修（国際拠点）交付金事業費	140,000
		港湾施設改修事業費	177,000
		港湾施設補修事業費	434,000
		緑地等施設整備交付金事業費	20,000
		港湾環境整備施設事業費	214,000
		海岸（連携）補助事業費	35,000
		海岸メンテナンス補助事業費	28,000
		高潮対策交付金事業費	160,000
		海岸防災施設事業費	48,000

第3表 債 務 負 担 行 為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
基幹システム開発費	令和7年度～令和8年度	千円 781,000
基本計画調査費	令和7年度	78,300
中川口通船門補修費	令和6年度～令和7年度	1,300
ガーデンふ頭再開発事務支援業務	令和6年度～令和7年度	40,000
弥富ふ頭岸壁整備費	令和7年度	894,400
金城ふ頭岸壁整備費	令和7年度	70,000
港内橋梁補修費	令和7年度	188,200
名古屋港湾労働者福祉センター撤去費	令和7年度	75,300
名古屋港高潮防波堤東信号所補修費	令和7年度	77,300
港内埠頭保安設備補修費	令和7年度	22,200
大江川地区環境対策費	令和7年度	237,700
松重ポンプ所管渠補修費	令和7年度	11,200

事　　項	期　　間	限　　度　　額
中　川　口　ポ　ン　プ　所　補　修　費	令　和　7　年　度	千円 103,300
名古屋四日市国際港湾株式会社の事業資金借入金に対する損失補償	令和６年度～令和27年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、170,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第４表　組　合　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共事業	7,942,000	普通貸借又は債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度１期若しくは２期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
単独事業	548,000			
計	**8,490,000**			

第２号議案

令和６年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

令和６年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ290,900千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和６年３月26日提出

名古屋港管理組合管理者　愛知県知事　大村　秀章

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳　入

款	項	金　額
		千円
1 水族館振興基金収入		108,900
	1 財産収入	32
	2 寄附金	1,500
	3 繰越金	10
	4 積戻金	107,348
	5 繰入金	10
2 海事文化振興基金収入		75,000
	1 財産収入	38
	2 寄附金	100
	3 繰越金	10
	4 積戻金	63,852

款	項	金額
	５ 繰入金	千円 11,000
３ 環境振興基金収入		107,000
	１ 財産収入	80
	２ 寄附金	1,700
	３ 繰越金	20
	４ 積戻金	35,200
	５ 繰入金	70,000
歳入合計		**290,900**

歳　出

款	項	金額
		千円
1 水族館振興基金		108,900
	1 積立金	1,552
	2 繰出金	107,348
2 海事文化振興基金		75,000
	1 積立金	11,148
	2 繰出金	63,852
3 環境振興基金		107,000
	1 積立金	71,800
	2 繰出金	35,200
歳出合計		**290,900**

第３号議案

令和６年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

（総　則）

第１条　令和６年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

区　　分	施　設　及　び　用　地	事　　項	備　　考
事　業　量	上　　屋　　25棟	一般使用許可面積　平方メートル　77,713	
		専用使用許可面積　平方メートル　28,628	
	貯　木　場　　8か所	一般使用許可面積　平方メートル　183,300	
		専用使用許可面積　平方メートル　994,028	
	荷役機械　　5基	貸　付　数　基　5	
	埠頭用地	平方メートル　2,401,671	
	建設改良工事	上屋等整備工事　千円　1,874,184	

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収　　入	
第１款	施設運営事業収益	4,245,000千円
第１項	営業収益	4,122,650千円
第２項	営業外収益	122,340千円
第３項	特別利益	10千円
	支　　出	
第１款	施設運営事業費用	3,292,000千円
第１項	営業費用	3,064,616千円
第２項	営業外費用	217,384千円
第３項	予備費	10,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,618,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,000千円、減債積立金413,000千円、建設改良積立金356,000千円及び過年度分損益勘定留保資金752,000千円で補てんするものとする。）。

	収　　入	
第１款	資本的収入	2,202,000千円
第１項	企業債	1,777,000千円
第２項	雑収入	425,000千円

支出	
第１款　資本的支出	3,820,000千円
第１項　建設改良費	1,874,184千円
第２項　企業債償還金	415,816千円
第３項　投資	1,530,000千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
維持補修費	令和６年度から令和７年度まで	19,600千円
上屋整備費	令和７年度	20,900千円
貯木場整備費	令和７年度	222,200千円
埠頭用地整備費	令和７年度	545,200千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業及びコンテナ埠頭整備事業
限度額	1,777,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利率	8.5％以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度１期若しくは２期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費　　765,098千円

令和６年３月26日提出

名古屋港管理組合管理者　愛知県知事　大村　秀章

(1)　営業費用と営業外費用

(2)　各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費　　414,718千円

令和６年３月26日提出

名古屋港管理組合管理者　愛知県知事　大村　秀章

第五号議案

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部改正について

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年三月二十六日提出

名古屋港管理組合管理者　愛知県知事　大村　秀章

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和三十六年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、係船浮標」を削り、「港務通信施設」の下に「、道路」を加える。

第三条中「及び浮桟橋」を「、浮桟橋及び道路」に改める。

第六条中「その他の設備を」の下に「設置」を加える。

第八条第二号中「設備」を「設置」に改める。

第十二条第一号中「、係船浮標」を削る。

第十八条中「使用者が」を削り、「損傷したとき」を「毀損した者」に改める。

第二十七条中「次」を「ひき船」に改め、同条各号を削る。

第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条中「詐偽」を「偽り」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（指定管理者による管理）

第三十条　次の各号に掲げる港湾施設における当該各号に掲げる管理に関する業務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、管理者が指定するものに行わせることができる。

一　上屋、野積場及び貯木場並びに荷さばき地附属水道施設、上屋附属詰所、荷さばき地附属詰所その他の附属設備のうち管理者が定める施設　次に掲げる業務

イ　第三条の許可に関すること。

ロ　第六条の許可又は承認に関すること。

ハ　第七条の命令又は取消しに関すること。

ニ　港湾施設の維持管理及び運営に関すること。

ホ　その他管理者が定める業務

二　荷さばき地のうち管理者が定める施設　前号イからホまでに掲げる業務及び第十条の二第二項の承認に関すること。

三　係船岸壁、物揚場、浮桟橋及び道路のうち管理者が定める施設　第一号ニ及びホに掲げ

る業務

別表中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、係船浮標の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正）

2　財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に、「よつて」を「よって」に、「かかる」を「係る」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第二条第一項ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同項各号中「とき」を「とき。」に改める。

第三条第一号中「とき」を「とき。」に改め、同条第二号中「および」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第三号及び第四号中「とき」を「とき。」に改める。

第四条第一項第一号中「とき」を「とき。」に改め、同項第二号中「貸付けた」を「貸し付けた」に、「なつた」を「なった」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第三号中「とき」を「とき。」に改め、同条第二項中「貸し付け」を「貸付け」に改める。

第六条第一号中「国等に」を削り、「とき」を「とき。」に改め、同条第二号中「相続人」を「その相続人」に、「とき」を「とき。」に改める。

第七条中「国等に」を削る。

説　明

この案を提出するのは、在来埠頭関連の港湾施設を指定管理者に管理させる等のため必要があるからである。